

佐賀県告示第161号

佐賀県母子・父子自立支援員設置規程（昭和26年佐賀県告示第634号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
第4条 支援員は、次の表の担当区域の欄に掲げる区分に応じ、定員（人）の欄に掲げる数とする。	第4条 支援員は、次の表の担当区域の欄に掲げる区分に応じ、定員（人）の欄に掲げる数とする。				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="232 541 669 592">担当区域</th><th data-bbox="669 541 1102 592">定員</th></tr></thead></table>	担当区域	定員	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1167 541 1603 592">担当区域</th><th data-bbox="1603 541 2033 592">定員</th></tr></thead></table>	担当区域	定員
担当区域	定員				
担当区域	定員				
1 略	1 略				
2 鳥栖市及び三養基郡の区域	2 鳥栖市及び三養基郡の区域				
1人。ただし、 <u>第1号に掲げる担当区域を兼務するものとする。</u>	1人				
3・4 略	3・4 略				
5 武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡及び藤津郡の区域	5 武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡及び藤津郡の区域				
2人。ただし、 <u>2人のうち1人は、第1号に掲げる担当区域を兼務するものとする。</u>	2人				

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。